

東京都のスポーツ振興行政のあり方に関する一考察

－これからの東京都スポーツ振興行政への提言－

学校体育マネジメントコース

5008A317-1 鈴木英介

研究指導教員： 友添秀則教授

本研究の目的

現在、東京都は2016 年オリンピック・パラリンピックの立候補都市に選定されており、また、2007(平成19)年以降「東京マラソン」などの大規模なスポーツ振興イベントを実施するなど、スポーツ振興を重要政策に位置づけている。そして、これらのスポーツ振興の基本計画として2008(平成20)年7月、「東京都スポーツ振興基本計画」を策定し、都

市づくりとスポーツという新しい視点からのスポーツ振興を理念として掲げている。

ところで、日本の首都である東京は現代日本社会の課題が先鋭的に現れる傾向にあり、都行政が解決すべき行政課題は山積している。その一方で財政再建、職員定数削減などの行財政改革は継続する必要があるため、都行政は行政需要をより俯瞰的に把握し、政策や組織を抜本的に再構成していかなければならない状況にあると言える。このため、結果として東京都がオリンピック・パラリンピックの開催都市に選定されようとも、惜しくも選定されなかった

としても、スポーツを都市戦略に位置づけ、スポーツ振興行政によって東京とスポーツの諸課題を解決していくことの意義は極めて大きい。したがって、本研究では広域地方公共団体である東京都のスポーツ振興行政の今後のあり方を提言することを目的とし、以下の手順で考察を行った。

1. 近年(1999 年から2008 年)を中心とし、国及び都の公文書、東京都刊行物、報道発表資料、議事録、文献等を分析・検討し、現在の都のスポーツ振興行政の諸相を明らかにする。

2. 法令用語や行政用語として使用される体育・スポーツなどの諸概念について、法令、公文書、文献等を分析・検討し、明らかにする。

3. 1 及び2 の予備的考察を通して得られた結果をもとに、現在の東京都のスポーツ振興行政をスポーツ

の機能的特性や行政施策・行政組織の視点から再考する。その上で筆者の東京都職員としての経験を踏まえ、東京都のスポーツ振興行政の今後のあり方を具体的に提示する。

研究の方法

本研究は、スポーツ政策やスポーツ行政に関する研究、スポーツ社会学や体育科教育学をはじめとするスポーツ人文社会科学の先行研究の知見をもとに、資料及び自身の経験を踏まえ、東京都のスポーツ振興行政を分析・検討し、提言を行う文献研究である。

第1章

近年の政治・行政改革及び国のスポーツ振興行政の動向を踏まえ、現在の都のスポーツ振興行政の諸相を明らかにした。

東京都のスポーツ振興行政は、1999(平成11)年以降、2001(平成13)年度までの教育庁体育部内、2002(平成14)年度から2006(平成18)年度までの教育庁内、2007(平成19)年度以降の全庁的規模へと組織改正を行っている(表1 参照)。この2007(平成19年度)の組織改正は、都知事のリーダーシップによりスポーツ政策が重点化されたことに伴うものであり、2016 年の東京オリンピック招致の是非は、都知事選(2007 年4月)の重要な争点となった。そして、

選挙結果がスポーツ政策の重点化を正当化する形となり、現在の都のスポーツ振興行政は都市戦略と結びついた重要政策に位置づけられている。

第2章

スポーツ振興行政における諸概念について、法令・行政用語の視点から検討し、提言のための視点を明らかにした。政策対象としてのスポーツのうち、日本のスポーツ政策は、文教行政を所掌する文部科学省(文部

省)によって主導され、また内包される性格を持つが、スポーツ振興法成立当時からこの「振興行政」の法令・行政上の枠組みに変更はない(表2参照)。しかし、現在の東京都のスポーツ振興行政は文教行政の枠に収まらない規模に拡大しており、全庁的な枠組みから再構成される必要があることが明らかとなった。このため、国と地方の関係、社会状況及びスポーツの状況の変化を踏まえ、「東京都スポーツ振興基本計画(2008 年 7 月)」の施策の実現と発展のためのモデルとして、東京都独自のスポーツ振興概念を提示する必要があることに言及した。

第3章

第1章、第2章の予備的考察を踏まえ、東京都のスポーツ振興行政のあり方について、「総合スポーツ振興行政モデル(以下、「総合モデル」とする。)」を提示し、その検討を行った(表3 参照)。

現在、東京都はスポーツを都市戦略に位置づけているが、この具体的な実現に向け、スポーツが持つ機

能的特性に着目し、スポーツ政策の視点から従来の縦割り行政組織に変革を与える必要があることを明らかにした。その上で、従来の政策をスポーツ政策の視点から再構成した「総合モデル」を提示し、その実現可能性について、主に行政組織及び政策形成の視点から検討を行った。その結果、体育科教育学をはじめとするスポーツ科学の先行研究の知見を活かし、スポーツが持つ機能的特性に着目することで、例えば予算上対立構造にあった政策同士を相補的な協調構造に転換するといった、政策の再構成が可能になることに言及した。また、都民や国民から共感の得られる魅力ある「総合モデル」のアイデンティティを確立するため、スポーツ文化振興の視点からスポーツ振興行政のあり方を検討した。その結果、自身の所属する教育庁において、スポーツ文化振興の視点から「生涯学習スポーツ体制」を構築し、「総合モデル」のアイデンティティとすることで、東京都のスポーツ振興行政が都市とスポーツの新たな魅力あるモデルとして、世界に発信できることを明らかにした。

表1：第1 章関係

表1- 1【平成13年度時点】

局等	教育委員会	
	教育庁	
部	体育部	
課	スポーツ振興課	体育健康指導課

表1- 2【平成14年度時点】

局等	教育委員会	
	教育庁	
部	生涯学習スポーツ部	指導部
課	スポーツ振興課	指導企画課

表1- 3【現在(平成20年12月)】

局等	教育委員会	生活文化スポーツ局		東京オリンピック・パラリンピック招致本部						総務局		福祉保健局	
	教育庁												
部	指導部	スポーツ振興部		企画部		招致推進部				国体・障害者スポーツ大会推進部		保健政策部	障害者施策推進部
課	指導企画課	スポーツ計画課	スポーツ事業課	総務課	事業調整課	計画調整課	競技計画課	運営計画課	施設計画課	企画課	競技課	健康推進課	障害者国際スポーツ課

表2：第2 章関係

政策の対象としてのスポーツ							
文教行政における体育・スポーツ				労働行政におけるスポーツ	厚生行政におけるスポーツ	福祉行政におけるスポーツ	● ● ●
体育・スポーツ							
学校における体育		スポーツ (学校における体育を除く。)					
教育課程上の体育	運動部活動	生涯スポーツ	競技スポーツ				

表3：第3章関係 総合スポーツ振興行政モデル(全体イメージ)

全体調整：知事本局政策部・計画調整部、生活文化スポーツ局スポーツ振興部											
スポーツ振興行政											
局等	生活文化スポーツ局		招致本部		総務局	福祉保健局			教育委員会 （教育庁）		
部	スポーツ振興部		都民 生活部	企画部	招致推 進部	国体・障害者 スポーツ大会 推進部	高齢社会 対策部	保健政 策部	障害者 施策推 進部	地域教 育支援 部	指導部
所管業務	方針確定（主務機関） 他の所管に属さないこと		女性スポーツ	招致活動		国体・障害者 スポーツ大会	高齢者スポーツ 介護予防	健康づくり推進	障害者スポーツ	生涯スポーツ学習	学校における体育